その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日
防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日
防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日
防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年八月一日及び同月二日（予備、同月三日及び同月四日）の毎日〇〇〇〇から二四〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦四隻　航空機六機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十六日
関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ハロ　町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」

を

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ハロ　町田支店　東京都町田市中町一丁目三番二号
八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」

に改める。

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日
北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道天塩郡遠別町字丸松一二七番一〇から同町字丸松六〇四番まで	前	三二・〇〇～六六・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　三二・〇〇～六六・〇〇メートル B　二〇・〇〇～四〇・〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道日高郡新ひだか町三石本町一三三番一から同町三石本町一三五番まで	前	一四・七四～一七・〇二メートル
	後	一四・二五～一五・四九メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道広尾郡広尾町字トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇一六林班ち小班地内	前	三二・五〇～三三・五〇メートル
	後	三三・五〇～五三・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部
四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道紋別郡湧別町川西五四番一から同町川西一三八番一まで	前	二三・〇〇～二五・〇〇メートル
	後	二四・四九～四〇・五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部
五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道河東郡士幌町字ウリマク西一二線一五七番九地内	前	一九・四〇～二一・三〇メートル
	後	三〇・〇〇～三二・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部